

# 第4回 経営ビジョン策定検討部会

## 次 第

開催日 平成29年7月18日(火)  
開催時間 午前10時~12時(終了予定)  
開催場所 京都市上下水道局別館1階研修室

### 1 開会

- (1)出席者確認
- (2)進行の確認、会議の公開について

### 2 議題

- (1)次期経営ビジョンにおける事業等の方向性について
- (2)次期経営ビジョンの施策体系について

### 3 閉会

#### <配付資料>

次第

委員等名簿

配席図

- |     |                              |
|-----|------------------------------|
| 資料1 | 京都市上下水道事業経営審議委員会設置要綱         |
| 資料2 | 経営ビジョン策定検討部会の設置に関する要領        |
| 資料3 | 京都市上下水道事業経営審議委員会の会議の公開に関する要領 |
| 資料4 | 第3回経営ビジョン策定検討部会議事録           |
| 資料5 | 第4回部会における議論のポイント             |
| 資料6 | 基本理念と取組の構成(案)                |

上記のほか、議題(1)において、第3回部会で配布した資料5「次期経営ビジョンにおける事業等の方向性について(案)」を使用

#### 《別添資料》(封入)

- ・ 京(みやこ)の水ビジョン
- ・ 京都市上下水道事業中期経営プラン(2008-2012)
- ・ 京都市上下水道事業中期経営プラン(2013-2017)
- ・ 平成28年度京都市水道事業・公共下水道事業経営評価(平成27年度事業)
- ・ 平成27年度 水に関する意識調査 調査結果報告書
- ・ 京の上下水道

## 第4回経営ビジョン策定検討部会 委員等名簿

### 部会委員

(五十音順, 敬称略)

	氏名	役職等	出席
学識経験者等	かみこ なおゆき 神子 直之	立命館大学教授（理工学部）	出席
	こばやし ちはる 小林 千春	同志社大学教授（経済学部）	出席
	こばやし ゆか 小林 由香	税理士	欠席
	なかじま せつこ 中嶋 節子	京都大学教授 (大学院人間・環境学研究科)	出席
	にしむら ふみたけ 西村 文武	京都大学准教授 (大学院工学研究科)	出席
本市職員	えぶち ふみあき 江渕 史明	京都市上下水道局 総務部経営ビジョン策定・防災担当部長	出席

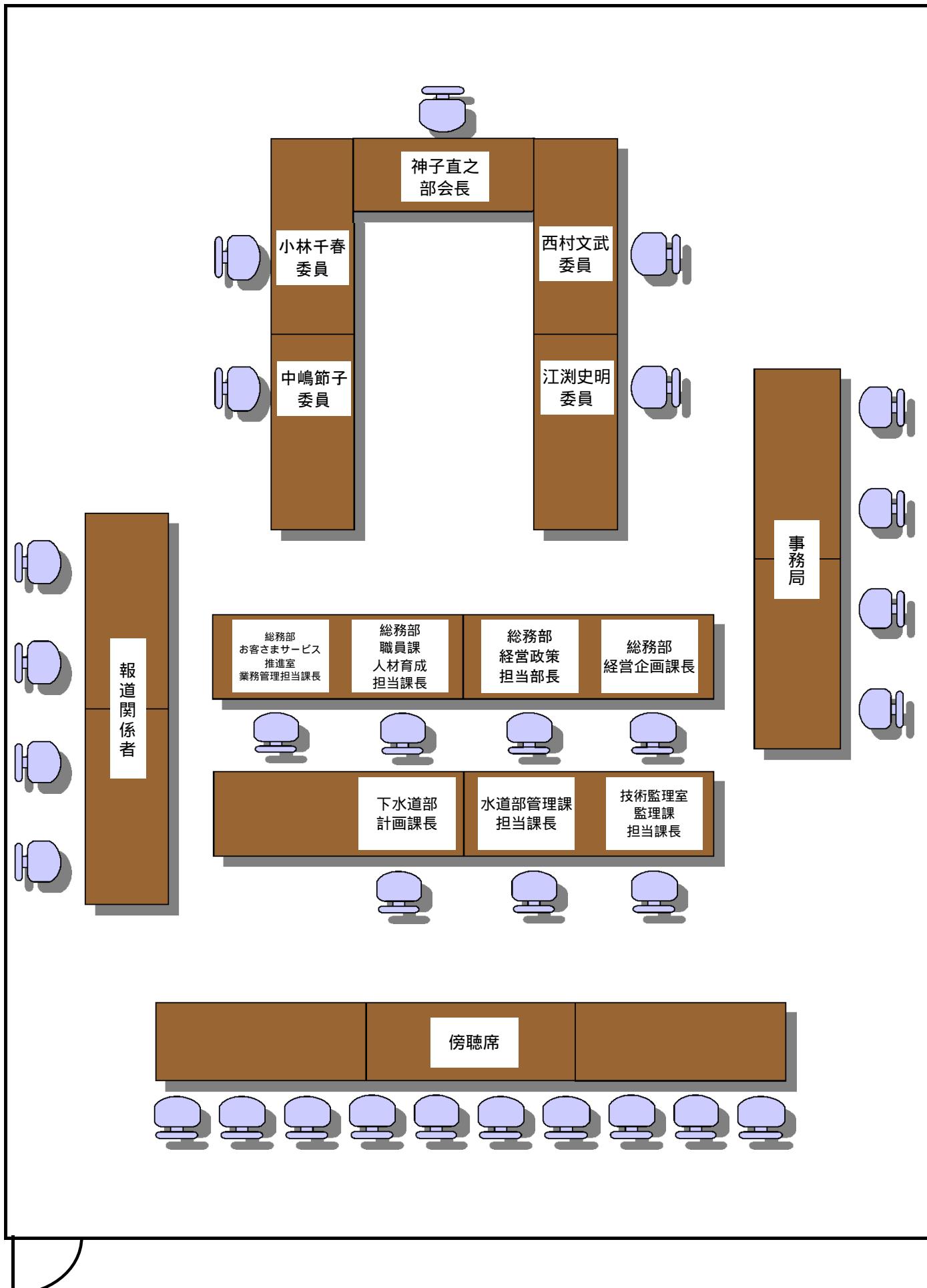
：部会長

### 京都市

京都市上下水道局総務部経営政策担当部長	日下部 徹
総務部経営企画課長	宮田 一行
総務部職員課人材育成担当課長	板垣 則子
総務部お客さまサービス推進室業務管理担当課長	菅原 淳之
技術監理室監理課担当課長	平住 淳
水道部管理課担当課長	山中 伸行
下水道部計画課長	芝田 康夫

事務局 総務部経営企画課

#### 第4回経営ビジョン策定検討部会 配席図



## 京都市上下水道事業経営審議委員会設置要綱

### (設置)

第1条 京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（以下「条例」という。）第11条第2項に規定する委員会として、京都市上下水道事業経営審議委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 委員会は、上下水道事業の適切な執行管理や継続的な改善を進め、サービスの向上を図りながら市民の皆さんに説明責任を果たし、市民の皆さんの視点に立った上下水道事業を推進するため、外部有識者等の意見を取り入れることにより事業の客觀性・透明性を高めるとともに、市民の皆さんの視点に立った事業推進を図ることを目的とする。

### (所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 各年度の事業計画及び中期経営プランの進捗状況の点検・評価並びに課題等のある事業の検討
- (2) 上下水道事業経営評価制度の充実に向けた助言・提案
- (3) その他上下水道事業の経営に関し管理者が必要と認める事項の検討及び助言・提案

### (組織)

第4条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、市民及び学識経験のある者その他管理者が適当と認める者の中から、管理者が委嘱する。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第7条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、管理者が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第8条 委員会に付議する事案を個別具体的に検討するため、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員（以下「部会委員」という。）は、次の各号に掲げる者とする。
  - (1) 委員長が指名する委員
  - (2) 委員会に付議する事案について専門の知識を有する者のうちから、管理者が委嘱し、又は任命する者
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、第2項第1号に掲げる者のうちから、委員長が指名する。
- 5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは，あらかじめ部会長の指名する部会委員がその職務を代理する。

（部会の招集及び議事）

第9条 部会は，部会長が招集する。ただし，部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は，管理者が招集する。

2 部会長は，会議の議長となる。

3 部会は，部会委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。

4 部会の議事は，出席した部会委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

5 部会長は，部会の会議の結果を委員会に報告しなければならない。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は，上下水道局総務部経営企画課において行う。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この要綱は，平成25年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は，平成26年12月4日から実施する。

## 経営ビジョン策定検討部会の設置に関する要領

### (設置)

第1条 京都市上下水道事業経営審議委員会設置要綱（以下「要綱」という。）

第8条第1項の規定に基づき経営ビジョン策定検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 部会は、平成30年度以降の新たな経営ビジョンについて必要な検討を行い、京都市上下水道事業経営審議委員会に報告することを目的とする。

### (任期)

第3条 要綱第8条第2項に規定する部会委員の任期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 要綱第8条第2項第1号に規定する者にあっては、同号の規定による指名の日から部会において必要な検討が終了する日まで
- (2) 要綱第8条第2項第2号に規定する者にあっては、同号の規定による委嘱又は任命の日から部会において必要な検討が終了する日まで

### (会議の公開)

第4条 会議の公開に関する事項は、京都市上下水道事業経営審議委員会の会議の公開に関する要領に準じる。

### (報酬等)

第5条 部会委員に支払う報酬等に関する事項は、京都市上下水道事業経営審議委員会委員の報酬等に関する要領に準じる。

### (庶務)

第6条 部会の庶務は、上下水道局総務部経営企画課において行う。

### (補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要領は、平成29年3月23日から実施する。

## 京都市上下水道事業経営審議委員会の会議の公開に関する要領

### (趣旨)

第1条 京都市上下水道事業経営審議委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開については、京都市市民参加推進条例第7条及び京都市市民参加推進条例施行規則第3条に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員長は、会議を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）が公になると認めるときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

### (公開の方法等)

第3条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

2 委員会は、会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

### (傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 棒、プラカード、つえ（疾病その他正当な理由がある場合を除く。）等人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声器、鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、垂れ幕、のぼり、張り紙、ビラ等会議の進行を妨害するおそれのある物を着用し、又は携帯している者
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) その他会議の進行を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、職員の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を守り、静穩に傍聴しなければならない。

- (1) 会議における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話その他音の発生する機器の電源を切ること。
- (6) 会議場において、撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。ただし、委員長の許可を得た者は、この限りでない。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の進行の妨げとなり、又は他の傍聴者の迷惑になる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第6条 傍聴者は、会議を公開しないこととする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 委員長は、傍聴者がこの要領の規定に違反したときは、当該違反行為を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(議事録等)

第8条 委員会は、会議の終了後速やかに、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員長は、次のいずれかに該当するときは、議事録又は会議の資料の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 会議を公開しなかったとき。
- (2) 議事録又は会議の資料を公開することにより、非公開情報が公になると認めるととき。

4 委員会は、前項の規定により議事録の全部又は一部を公開しないこととするときは、議事要旨を作成し、公開するものとする。

5 議事録には、委員会において定めた2人の出席委員が署名しなければならない。

#### 附 則

この要領は、平成25年7月1日から実施する。

## 第3回経営ビジョン策定検討部会 議事録

日 時 平成29年6月13日(火) 午後3時から午後5時まで

場 所 京都市上下水道局本庁舎 5階第1会議室

出席者(本市職員を除き五十音順, 敬称略)

## 1 委員

神子 直之 立命館大学教授(理工学部)  
 小林 千春 同志社大学教授(経済学部)  
 小林 由香 税理士  
 中嶋 節子 京都大学教授(大学院人間・環境研究科)  
 西村 文武 京都大学准教授(大学院工学研究科)  
 江渕 史明 京都市上下水道局総務部経営ビジョン策定・防災担当部長

## 2 京都市上下水道局

総務部経営政策担当部長, 総務部総務課長, 総務部経営企画課長,  
 総務部職員課人材育成担当課長, 総務部経理課長,  
 総務部お客さまサービス推進室業務管理担当課長, 技術監理室監理課長,  
 技術監理室監理課担当課長, 水道部管理課担当課長, 下水道部計画課長,  
 事務局(総務部経営企画課)

次 第

## 1 開 会

- (1) 出席者確認
- (2) 進行の確認, 会議の公開について

## 2 議 題

次期経営ビジョンにおける事業等の方向性について

## 3 閉 会

内 容(議題に係る主な意見)

&lt;全体に係る意見&gt;

資料5の4ページ以降について、「2 今後の方針・目標」と「3 主な事業等(取組項目)」が同じような表現になっているものが散見され, 整理されていないように感じる。「2 今後の方針・目標」については, 一部文章が長くて分かりにくいところもあるので, 簡潔に表現し, 事業等と切り分けた方がよいと思う。「4 効果」について, もっと詳細に記載した方がよいのではないか。また, 各事業については, 効果の発現を目標としているので, 「効果」の

項目については3番目にもってくるという考え方もあるのではないか。

効果の大小は様々であり、それらを表現しようとすると事務局案のような書き方にならざるを得ない面もあるかと思う。

経営ビジョンは、公（市民）に対するものであるし、一方で内部（局内）に対するものであると考えている。公に対する表現としては、簡潔でインパクトのあるものが良いと思うが、一方、内部向けとしてはそうではないように思う。市民向けには、現行ビジョンのように概要版冊子を作成し、概要版では簡潔な表現を用いるなどの使い分けをしてはどうか。また、市民向けとしては、事務局案はボリュームが大きいので、市民の関心が高い分野、例えば料金や水質、災害時にどうなるのか等（安心、安全に繋がること）を強調するなどの工夫をしてもよいと思う。

経営ビジョンの対象は特化されないのでないのではないか。全ての人に同じように理解を求めるのは不可能であると考える。専門家が見て十分な内容になっている必要もあれば、市民にとって分かりやすいものである必要もある。

経営ビジョンについては、事務局案をベースに作成していけばいいと思っている。現行のビジョンについては、例えば「京の上下水道」の冊子の中でもコンパクトにまとめているが、やや難しい内容となっているように思う。

また、現在も地下鉄等でイメージ広告を出しているが、市民の大半は蛇口から出てくる水道水ぐらいでしか上下水道局との接点がないと認識しているので、それ以外の面、例えば危機管理や環境対策について、ポイントを絞って打ち出していくことも必要かと思う。

設備投資に係る「3 主な事業等（取組項目）」の文章中、「優先的に」や「順位をつけて」という趣旨の言葉が並んでいるが、今後、大事なところから順に投資を行うという考えは重要な、「2 今後の方針・目標」でも同趣旨の内容を強調した方がよいと思う。また、費用対効果についても触れた方がよいと感じた。

上下水道局のビジョンと、京都市の他の施策との関係について触れてはどうか。例えば、岡崎地域の活性化について、京都市上下水道局の果たす役割は大きいと思っており、全市的な施策の中での上下水道局の関わりを示すことで、上下水道局の役割を理解してもらえると思う。

#### ＜視点 「京の水をきずき みらいへつなぐ」に係る意見＞

（方針 「水をきれいにする」）

「1 背景・課題」と「4 効果」に「景観」という言葉が出てくるが、水をきれいにすることが美しい景観に結びつくという点がよく理解できない。「景観」という言葉に対する印象は人それぞれ異なるため、大きな意味を持たないのであれば外してもよいのではないか。

京都市は琵琶湖・淀川水系の中流域に位置している点を踏まえ、下流域のことを考慮している点をもっと強調した方がよい。

（方針 「強いまちをつくる (1)危機管理対策の強化」）

自助・共助・公助という考え方は大事だが、「飲料水の備蓄率」という自助に係る指標のほ

かに、上下水道局として危機管理をどう進めていくのかという指標もあった方がよい。

また、太秦庁舎等のハード面について多く触れているが、ソフト面も重要であると考えるので、例えば、各種マニュアルの精緻化や停電時のシミュレーションの実施等、ソフト面の具体的な取組についても触れた方がよい。

災害が発生した際、市民としては具体的な行動をどうおこせばよいのかが問題となるので、取組についてももっと実践的な内容にした方がよいのではないか。

(方針 「みらいを考える (1)新技術」)

「3 主な事業等」は簡潔で分かりやすくなっているが、「4 効果」について、もっと具体的に記載した方がよいのではないか。

また、厳しい経営環境の中にあっては、新たな技術を導入することによる運用コストの削減や耐用年数を伸ばすなどの効果についても注目する必要がある。事務局案では、「事業推進の効率化」と表現しているが、「費用対効果を向上させることにより、財務体質の強化につながる」のように具体的に記載することで、施策体系上の「視点」同士のつながりも見えてくるのではないか。

新技術等の導入については、例えば、浄水場の一部の設備を活用して運転技術の開発を行ったり、日々得られる様々なデータを活用したり、上下水道局ならではのお金の掛からない方法ある。大事なのは、企業等の動向とうまくマッチングすることであると思う。

大学等研究機関との共同研究については、研究機関との人的交流を深め、日常的な情報交換が行われるような風土を醸成することで、活性化されるのではないか。

**<視点 「京の水でこころをはぐくむ」に係る意見>**

(方針 「人とふれあう (2)広報・広聴」)

業務指標として認知度を挙げているが、認知度はポスター等を数多く掲載すれば上がるものであり、果たしてそれを業務指標として掲げることが適切なのか疑問がある。例えば、市民は安全性について関心があると思うので、それに関連したものを指標として掲げるなど検討してみてはどうか。

子育て世代への波及効果も見据え、子ども達を対象とした広報活動を展開する旨が記載されているが、子ども達に水道・下水道を学んでもらうことは大切だと思う一方で、それが子育て世代の満足度の向上につながるようにも思えないで、書き方を再度検討してみてはどうか。子育て世代にとって関心があるのは、安全性の面であると思う。それに関連して、鉛製給水管についても関心は高いと思うが、既に十分な取組を進めているようであれば、その点を記載した方がよいのではないか。

「水道水・雨水の利活用推進」とあるが、表現に違和感がある。雨水は上下水道局がつくりているものではないので、水道水と雨水は分けて記載する方がよいと思う。

戦略的な広報・広聴活動の展開と言いつつも、様々な媒体を用いるなど、総花的な表現もある。また、「職員一人ひとりの広報パーソンとしての意識醸成」を掲げているが、気持ち(姿勢)としては理解できるが、事業として掲げることには違和感がある。

(方針 「まちをゆたかにする (1)文化」)

京都市の大きな特徴として、琵琶湖疏水が挙げられる。施策体系案の中でも、取組項目としては琵琶湖疏水について触れているが、京都市民にとって大きな財産である琵琶湖疏水の管理を上下水道局が行っていることは意外と知られていないので、もっと上の階層で打ち出してもよいと考えている。

また、琵琶湖疏水以外の文化面の取組として、まちなみや景観に係る内容に触れているが、もう少し探してみてほしいと思う。

<視点 「京の水をささえつづける」に係る意見>

(方針 「基盤をつくる」)

「1 背景・課題」で経営基盤を強くするための方策例が挙がっているが、いずれも発展段階にあるものなので、先進事例等をしっかりと研究し、いずれの方策を採用するのが適切なのかを判断していく必要があると思う。

建設事業に係る単価が上昇傾向を迎える中にあっては、調達コストをいかに抑えるかが重要となる。建設業界では材料調達や工事の適切なタイミングについては、本格的な検討を進めている。このような視点で、単純にコストを縮減するだけでなく、コストをマネジメントしていくという方向性も重要であると思う。

「3 主な事業等」に空き施設等について、「早期かつ集中的に商品化（売却・貸付等の準備）」という表現があるが、何でも売ったり貸したりという姿勢は適当ではない。オール京都市として利活用を検討する際には、施設マネジメント（資産マネジメント）の観点から売るものと売らないものを分けてほしい。

民間活力の導入が掲げられているが、業務等のすべてを委託することには賛成しかねる。例えば、浄水場の運転管理にしても、そのすべてを委託してしまい、上下水道局にはその内容を誰も理解・把握できていないという状況は好ましくない。

(以上)

## 第4回部会における議論のポイント

### 議題（1） 次期経営ビジョンにおける事業等の方向性について

第3回部会で触れなかった（触れる機会が少なかった）「方針」を中心に、引き続き、事業等の方向性について議論

＜第3回における「方針」別の議論の状況＞

視点	ページ	方針	意見等
京の水をきずき みらいへつなぐ	4-5	水をつくる	
	6-9	水をはこぶ (1)水道水	
		水をはこぶ (2)下水	
	10-11	水をきれいにする	
	12-15	強いまちをつくる (1)危機管理対策の強化	
	16-19	強いまちをつくる (2)浸水対策	
京の水で こころはぐくむ	16-19	みらいを考える (1)新技術	
	20-23	みらいを考える (2)広域連携、国際貢献	
	20-23	人とふれあう (1)お客さまサービス	
	24-27	人とふれあう (2)広報・広聴	
京の水を ささえつづける	24-27	まちをゆたかにする (1)文化	
	28-29	まちをゆたかにする (2)環境	
京の水を ささえつづける	28-29	水を担う	
	30-31	基盤をつくる	

### 議題（2） 次期経営ビジョンの施策体系について

第2回部会での議論も踏まえ、事業等の方向性に係る議論を経て、改めて施策体系（基本理念及び取組の構成）について、事務局にて作成した修正案（資料6）を基に議論

主な論点は以下のとおり

「視点」の考え方（説明文章）及び「目指す将来像」

「視点」や「方針」の分け方

「方針」の文章

市民にとっての分かりやすさ

## （1）基本理念

### 京の水からあすをつくる

明治の先人たちが、大粒の汗とたえまない努力で築き上げた琵琶湖疏水から始まった本市の水道事業は 100 年以上、そして公共下水道事業は 80 年以上、市民の皆さまの生活を支え続けてきました。

本市の水道・下水道は、市民の皆さまの文化的・衛生的な生活を支えることはもとより、地震や大雨等の災害からまちとくらしを守る、大自然が営む健全な水循環の中で、琵琶湖・淀川水系の中流域に位置する大都市として水環境を保全するなど、幅広い役割を担っています。

今後、事業を取り巻く経営環境はますます厳しくなることが見込まれますが、このような中でこそ、水道・下水道の基本的な役割をしっかりと果たしつつ、長期的かつ広い視点で目指す将来像を描き、その実現に向けて着実に取組を進める必要があります。

これらを踏まえ、本ビジョンでは、市民の皆さまの生活を支える重要なライフラインである水道・下水道を、50 年後、100 年後の将来にわたって守り続けられるよう、「京（みやこ）の水ビジョン」の基本理念である「京の水をあすへつなぐ」を引継ぎつつ、**市民の皆さまとともに、更に高みを目指す私たち上下水道局の決意を込めて**、「京の水からあすをつくる」を基本理念としました。

## （2）取組の構成

次期経営ビジョンでは、基本理念「京の水からあすをつくる」の下、大きく 3 つの「視点」から事業や取組を進めます。

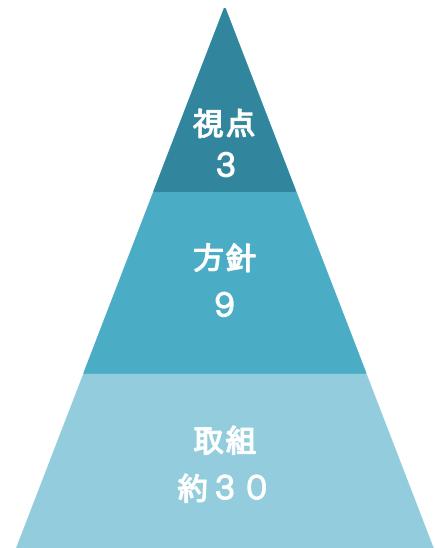
第 1 の視点として、厳しい経営環境の中でこそ、ライフラインを守るという事業の基本的役割を果たすことを掲げます。

第 2 の視点では、京の水道・下水道と市民・お客さまをつなぎ、文化や環境など、本市全体としての使命・役割を果たすことを掲げます。

第 3 の視点では、これらの事業や取組を持続的に推進し、京の水道・下水道を支え続けることを掲げます。

これらの視点の下、更に 9 つの「方針」を掲げ、本ビジョンにおける取組を体系的に構成します。

### 京の水からあすをつくる



### (3) 視点・方針

#### (基本理念) 京の水からあすをつくる

##### 視点① 京の水をみらいへつなぐ

私たち上下水道局は、安全・安心な水道水をつくり、下水をきれいにして川へ返すまでの一連の流れについて、しっかりと責任を果たすとともに、市民の皆さまと協働して地震や大雨等の災害からまちとくらしを守ります。

そして、琵琶湖・淀川水系の中流域に位置する大都市として、下流域に位置する都市の水道水源や、大阪湾、瀬戸内海の水環境を保全するとともに、周辺事業体との連携の強化を図るなど、京の水を“みらいへつなぐ”ために、挑戦し続けます。

目指す  
将来像

- ・安全・安心な水道水をいつでも安定して利用できる
- ・衛生的な生活と良好な水環境がいつまでも守られている
- ・大規模地震が起こっても、水道・下水道を利用できる
- ・大雨が降っても、生命に危機を及ぼす浸水被害が発生しない
- ・海外や周辺地域を含め、広い視点で事業が運営されている

##### 視点② 京の水でこころをはぐくむ

私たち上下水道局は、市民の皆さまとのふれあいを大切にし、お客さまニーズに対応したサービスを提供し続けることはもとより、京都ならではの「こころの創生」を重視し、文化や景観、そして地球環境に配慮した“こころをはぐくむ”事業運営に努めます。

目指す  
将来像

- ・一人一人のお客さまが安心して水道・下水道サービスを受けられる
- ・京の水を支える琵琶湖疏水の魅力がいつまでも継承され、文化や景観と融合した京都ならではの事業が展開されている
- ・地球環境への負荷を最小限に抑え、事業が運営されている

##### 視点③ 京の水をささえつづける

私たち上下水道局は、市民の皆さま、そして水道・下水道に携わる皆さまとともに、50年後、100年後の将来にわたって“京の水をささえつづける”ため、これまで培ってきた技術を確実に次世代へと継承しつつ、長期的な視点に立ち、安定した経営を行います。

目指す  
将来像

- ・上下水道局の職員、市民や事業者の皆さまが一体となり、京の水道・下水道が守り続けられている
- ・企業債（借金）に過度に依存せず、世代間の公平性が保たれており、健全な財務体質により事業が運営されている

## 方針① つくる

琵琶湖から蛇口までの水質管理を徹底し、安全・安心な水道水をつくります

## 方針② はこぶ

老朽化した管路の更新と耐震化を進め、水道水を安定してお届けし、下水を確実に集めます

## 方針③ きれいにする

下水をきれいにして川へ返し、大阪湾や市内河川の水環境を保全します

## 方針④ まもる

市民の皆さんとともに、地震や大雨などの災害から、しなやかにまちとくらしを守ります

## 方針⑤ いどむ

新しい技術を取り入れながら、海外や周辺地域を含めた広い視点で、未来に向けた挑戦を続けます

## 方針① ふれあう

市民の皆さんとのふれあいを大切にし、皆さんとともに事業を展開します

## 方針② ゆたかにする

琵琶湖疏水の魅力を高め、地球環境にやさしい事業運営により、京のまちをゆたかにします

## 方針① になう

これまで培ってきた技術をしっかりと継承し、京の水の担い手を育て、きずなを強めます

## 方針② ささえる

50年後、100年後を見据えた経営を行い、将来にわたって京の水を支え続けます